

ヨット・モーターボート総合保険仕様書

独立行政法人国立高等専門学校機構

1. 総則

本仕様書は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が所有するヨット・モーターボート等について、機構ならびに乗船する教職員・学生が被る損害に対して付保するヨット・モーターボート総合保険の内容を定める。

2. 保険契約者及び被保険者

(1) 保険契約者： 独立行政法人国立高等専門学校機構

(2) 被保険者： 独立行政法人国立高等専門学校機構および許諾被保険者

3. 保険期間

平成30年4月1日午前0時から平成31年3月31日午後12時まで1年間

4. 保険料支払方法

一時払（保険料払込猶予特約付帯）

5. 保険の種類

ヨット・モーターボート総合保険普通保険約款

6. 付帯する特約

- ① 搭乗者傷害危険担保特約
- ② 捜索救助費用担保特約
- ③ 風水害危険担保特約
- ④ 協定保険価額特約
- ⑤ テロ危険等不担保特約
- ⑥ 保険料払い込み猶予特約（独立行政法人用）
- ⑦ 共同保険に関する特約
- ⑧ レース中の損害担保特約
- ⑨ 被保険船舶搭乗者担保特約（搭乗中の教職員に対する損害賠償責任は免責）
- ⑩ 交差責任担保特約（機構および教職員から学生に対する損害賠償責任を担保）
- ⑪ 中途追加・脱退船舶に関する特約（自動担保特約条項）

※ 上記特約条項以外で補償範囲を縮小変更する特約は一切付帯しないものとする。

※ 現行契約に付帯される「⑨ 被保険船舶搭乗者担保特約条項」、「⑩交差責任担保特約条項」、「⑪ 中途追加・脱退船舶に関する特約条項」は別紙参照のこと。

7. 免責事項

ヨット・モーターボート総合保険約款、各特約条項と同内容

8. 保険の内容

(1) 保険金額

- | | |
|----------|--|
| ◇ 船体 | 再調達価額（詳細は⑥ヨット・モーターボート一覧のとおり） 但し、再調達価額 600 千円未満の船体は、船体条項不担保とする。 |
| ◇ 賠償責任 | 1 事故 5 億円 |
| ◇ 搭乗者傷害 | 1 名 1, 000 万円 1 事故 1 名保険金額×定員数 ※ ただし、定員が5名以上の船舶については、1 事故 5, 000 万円を限度とする。 |
| ◇ 捜索救助費用 | 1 事故 200 万円 |

(2) 自己負担額

| | |
|----------|------|
| ◇ 船体 | 10万円 |
| ◇ 賠償責任 | 5万円 |
| ◇ 搭乗者傷害 | なし |
| ◇ 捜索救助費用 | なし |

(3) 異動処理

異動保険期間中途での新規取得の取り扱いは下記とする。

| | |
|----------|-----------|
| ◆ 異動締切日 | 毎月末日 |
| ◆ 通知日 | 締切日の翌月末日 |
| ◆ 保険料精算日 | 締切日の翌々月末日 |

9. その他の条件

ブローカー扱いとする。

10. その他

本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、機構の指示に従うものとする。

補足資料

- ・ヨット・モーターボート一覧
- ・保険事故一覧

以上

① 被保険船舶搭乗者担保特約条項

(保険金を支払う場合)

第1条 当社は、ヨット・モーターボート総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）

第2章賠償責任条項第4条(保険金を支払わない場合—その2)第1項第1号の規定にかかわらず、被保険者が被保険船舶搭乗者(操縦者を含みます。)に対して損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金を支払います。ただし、被保険船舶に搭乗する当該被保険者の使用人に対する損害賠償責任についてはこの限りではありません。

(準用規定)

第2条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

② 交差責任担保追加条項

(他の被保険者との関係)

第1条 当社はヨット・モーターボート総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第

2章賠償責任条項の規定は、各被保険者間においては別個にこれを適用し、被保険者相互の関係はそれぞれ他人とみなします。

2 前項の規定にかかわらず、普通約款第2章賠償責任条項第2条(被保険者)第1項第2号または第3号の被保険者が同条第1項第1号の記名被保険者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては保険金を支払いません。

(責任の限度)

第2条 前条の規定にかかわらず、当社が普通約款第2章賠償責任条項第6条(支払保険金の計算)

第1項の規定によりてん補すべき金額は被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても、1回の事故について、保険証券記載の免責金額を超過する額とし、保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

(準用規定)

第3条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

③ 中途追加・脱退船舶に関する特約条項

(中途追加船舶および中途脱退船舶の通知)

第1条 保険契約者は、毎月、中途追加船舶(新たに追加された対象船舶をいいます。以下同様とします。)および中途脱退船舶(営業の廃止等の理由により適用外となった対象施設をいいます。以下同様とします。)を1か月ごとに取りまとめ、各月末日を締切日として、締切日の翌月10日までに当会社に所定の通知書により通知しなければなりません。

2 前条の通知に遅延または脱漏があったときは、当社は、遅滞または脱漏のあった中途追加船舶(以下「通知漏れの中途追加船舶」といいます。)にかかわる損害等に対しては、保険金を支払いません。ただし、その遅滞または脱漏が、保険契約者の故意または重大な過失によるものでなかった

ことを保険契約者が立証し、その通知漏れの中途追加施設について直ちに前条に準じて通知し、かつ、当社がこれを認めた場合は、この限りではありません。

3 前項の場合、当社は、書面による通知をもって保険契約を解除することができます。

(中途追加船舶の通知に伴う保険料の精算)

第2条 当社は、前条(中途追加船舶および中途脱退船舶の通知)の通知を受領したときは、当社の定めるところにより、保険料を返還または追加保険料を請求します。

2 前項の保険料は、締切日の翌月末日(以下「精算日」といいます。)までに精算するものとします。

3 第1項の追加保険料(返還すべき保険料があるときは、相殺した後の保険料とします。以下本条において同様とします。)の全額が精算日までに払い込まれなかった場合は、当社は、その精算日に対応する締切日の1か月前の応当日以降に追加された中途追加船舶(以下「未精算の中途追加船舶」といいます。)について生じた事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

4 前項の場合、当社は、書面による通知をもって保険契約を解除することができます。

5 未精算の中途追加船舶のうちすでに精算日の到来しているものにつき第1項の追加保険料の全額が払い込まれた場合は、その払込みの時以降に生じた事故による損害等については、前2項の規定を適用しません。

(担保条件)

第3条 当社は、ら第1条(中途追加船舶および中途脱退船舶の通知)で規定する通知が行われた中途追加船舶については次の担保条件に従うものとします。

| | 保険金額 | 免責金額 |
|---------------|---|-------|
| 第1章 船体条項 | 取得価額 (但し、600千円未満は不担保) | 100千円 |
| 第2章 賠償責任条項 | 500,000千円 | 50千円 |
| 搜索救助費用担保特約条項 | 2,000千円 | — |
| 搭乗者傷害危険担保特約条項 | 普通条件 1名 10,000千円 1事故 1名保険金額×定員 ただし、5,000万円限度 | — |

(契約条件等の変更)

第4条 保険契約締結の時に保険に付された対象船舶または第4条(中途追加船舶および中途脱退船舶の通知)の通知を当社がすでに受領している中途追加施設について、保険期間の途中で担保条件を変更する場合には、保険契約者は、1対象船舶ごとに、その都度当社に書面により通知しなければなりません。

2 第1条(中途追加船舶および中途脱退船舶の通知)の通知を当社が受領していない中途追加船舶(通知漏れの中途追加施設を除きます。)について、その責任開始時から担保条件と異なる条件で保険に付す場合または保険期間の途中で担保条件を変更する場合には、保険契約者は、1対象施設ごとに、その都度当社に書面により通知しなければなりません。

3 前2項の場合において、当社がその定めるところにより追加保険料を請求したときは、保険契約者は、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。

4 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。

(普通約款との関係)

第5条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通約款の規定を適用します。